


所管部課	社会教育部社会教育課	部長	小俣 学			
件名	東大和市生涯学習推進計画策定本部設置要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市生涯学習推進計画審議会条例 スポーツ基本法				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>第二次東大和市生涯学習推進計画の計画期間が、平成28年度をもって終了となることから、次期計画となる東大和市生涯学習推進計画を策定するため、東大和市生涯学習推進計画策定本部を設置するものである。</p> <p>なお、本計画の策定に当たっては、スポーツ基本法第10条の地方スポーツ推進計画の内容も包含する計画を予定している。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務・・・次期推進計画を策定し、その結果を市長に報告する ・組 織・・・本部長は副市長、副本部長は教育長、本部員は部長、議会事務局長及び参事の職にある者 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁日とする <p>(3) 影響及び効果</p> <p>第二次生涯学習推進計画の達成状況や課題を確認するとともに、市における生涯スポーツの推進に係る計画を策定することで、今後の市の生涯学習・生涯スポーツの充実に寄与することができる</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月 社会教育課に生涯学習推進計画等担当の主査職が設置。 ・平成27年9月 平成27年第3回市議会定例会で、「生涯学習・生涯スポーツ推進計策定支援業務に係る補正予算が可決。 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、平成27年度、28年度の2カ年で策定を予定。 ・生涯学習推進計画審議会委員を予定しているメンバーには、計画の中に地方スポーツ推進計画の要素を盛り込むことを説明済み。 						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、要綱制定の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。